

東京都港区



大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）
在学中に、給付奨学金を希望する皆さんへ

港区給付奨学金案内



東京都港区には返還不要の奨学金制度があります。
奨学金を活用して、思いきり学びましょう！

↓港区ホームページからも奨学金に関する情報を発信しています



港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

目次

知っておいてほしいポイント	2ページ
給付奨学金案内　ダイジェスト	3ページ
第Ⅰ部　給付奨学金制度	4ページ
1. 募集時期	4ページ
2. 対象となる学校(確認大学等)	4ページ
3. 支給対象者の要件(基準)	5ページ
4. 支給金額	12ページ
5. 支給方法	14ページ
第Ⅱ部　申込手順等	15ページ
第Ⅲ部　採用後の手続き	17ページ

本冊子で出てくる用語

- ・ **あなた**・・・奨学金を申し込む学生本人
- ・ **区**・・・東京都港区
- ・ **大学等**・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
- ・ **生計維持者**・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）
- ・ **社会的養護を必要とする人**・・・18歳となる前日に次の児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人

※児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

◇知っておいてほしいポイント◇

港区給付奨学金制度の趣旨

港区の給付奨学金は、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）等に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を給付し、将来社会のために有為な人材を育成することを目的としています。

給付奨学生としての自覚

区費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

国（日本学生支援機構）の給付奨学金との併用

国の給付奨学金と併用することができます。

港区では、令和2年度から国の高等教育の無償化制度が拡充したことを踏まえ、国（日本学生支援機構）が対象とする低所得世帯に加え、区の実態に即した所得層までを対象とする独自の給付型奨学金制度を取り入れています。所得については、課税標準額を基準に要件を設定しています。

他の貸与型奨学金との併用

港区の給付奨学生として採用された場合であっても、日本学生支援機構や各自治体等が行っている貸与型奨学金と併用することができます。

◇給付奨学金案内ダイジェスト◇

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

給付奨学金の募集時期はいつですか？

原則、毎年5月頃及び8月頃に奨学生の募集を行います。区担当窓口には必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください（詳細は4ページ）。

支給される金額はいくらになりますか？

世帯の所得金額に基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により金額が定められます（詳細は12ページ～）。

どのような人が支給対象となりますか？

あなたの生計維持者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学している人が対象です（詳細は4～5ページ）。

その他にも学業成績等に係る基準や家計（所得・資産）に係る基準、及び高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件を満たす必要があります（詳細は5～11ページ）。

支援を受けられるかどうかは、誰の収入できるのですか？

あなたと生計維持者の収入や資産を確認して支援対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります（詳細は8～9ページ）。

申込みから給付を受けるまでの流れはどうなっていますか？

給付奨学金の申し込みから給付までのおおまかな流れは以下のとおりです。

①準備	自分が対象になるかどうか、要件を確認しましょう。
②申込み	募集案内を入手し、申請に必要な書類を揃えて提出します。募集案内は区ホームページからダウンロード、または各総合支所等の窓口で入手できます。
③結果	区から採用または不採用の結果を通知します。
④採用手続き	給付奨学生として採用になった方は、採用手続きをし、給付が開始します。

第 I 部 給付奨学金制度

1 募集時期

原則、毎年5月頃（一次募集）及び8月頃（二次募集）に奨学生の募集を行います。申込締切日を区の担当窓口には必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2 対象となる学校（確認大学等）

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧



（表内の記号の意味）・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※）を参照

学校種別・課程		支給の可否	備考
大学	学部・学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科・別科（※1）	×	
短期大学	学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
	別科	×	
高等専門学校	4・5年生	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○	
	通信教育課程	○	

※1 大学の専攻科、別科は対象外です。

※2 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に在籍している人に限り対象となります。

3 支給対象者の要件（基準）

募集時期に支給対象校に在学している人で、以下の（1）から（4）のいずれにも該当する人が支給対象となります。

（1）居住場所に係る要件

奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していることが必要です。（例：4月分から給付される場合は4月1日が基準日となります。）

（2）大学等への入学時期等に関する要件

以下①～③のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

① 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日（※2）までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。

※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限り（ひとつ目の専門課程で支給を受けていないことが前提です）。

※4 大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、高等学校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。

② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

③ 以下の a～c のいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

a 学校教育法施行規則第 150 条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人

（ア） 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

（イ） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

（ウ） 文部科学大臣の指定した人

b 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人

（ア） 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（イ） 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

c 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が 20 歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

（ア） 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18 歳に達したもの

（イ） 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18 歳に達したもの

(3) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が(表1)の1～3のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

申込者年次	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (前年度秋入学者含む)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。 ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2(おおむねGPA2.5以上の)範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ 採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、4年次修了時の成績により判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。

※ 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

※ 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

(表1)

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数)の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

※ 上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

※ 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で1～3のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

(4) 家計に係る基準

① 収入基準

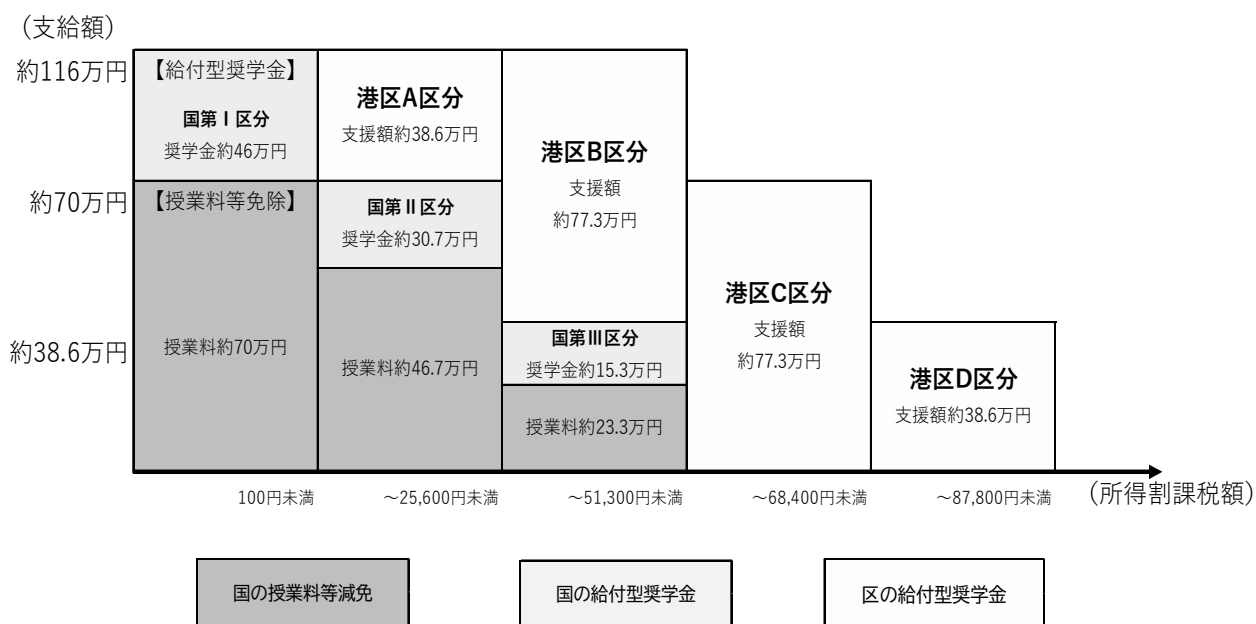
収入については、5月の一次募集では前々年の収入に基づく前年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します（8月の二次募集では前年の収入に基づく当年度住民税情報で判定を行います）。

収入基準については下表の4つの区分に分けられています。

支援区分	収入基準
対象外	区民税非課税世帯
A区分	区市町村民税のうち所得割課税額(※)が100円以上25,600円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が25,600円以上51,300円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が51,300円以上68,400円未満の世帯
D区分	区市町村民税のうち所得割課税額が68,400円以上87,800円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上の世帯

(※1) ここで指す「所得割課税額」とは、課税標準額×6%－(調整控除額+調整額)で計算したものを指します。(100円未満切り捨て)

【年間の給付イメージ（私立大学・自宅通学の場合）】



※上記イメージ図には入学資金は含まれていません。

※詳細な支給金額は12ページでご確認ください。

【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかは申込み前に必ず確認してください。

申請者本人及び生計を維持する者の課税証明書、納税通知書、特別徴収税額の通知等に記載してある課税標準額及び区民税所得割で確認します。5月の一次募集では前々年の収入に基づく前年度住民税情報、8月の二次募集では前年の収入に基づく当年度住民税情報で確認を行ってください。

▽計算方法▽

$$\text{区民税所得割} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額}) \quad ※100 \text{円未満切り捨て}$$

この計算を申込者本人と生計維持者各人について行い、合計した金額が100円以上、87,800円未満の場合に収入基準を満たします。

※ シミュレーション結果やご自身で試算された結果が支援の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もある一方で、逆に支援の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

② 資産基準

申込日時点の申請者と生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額（申請者本人と生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

■ 重要 ■

対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象になりません。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。

※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。

生計維持者について、より詳しい情報は学生支援機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ & A」を確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>

(日本学生支援機構ホームページ>>奨学金>>奨学金の制度(給付型)>>生計維持者について)

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	

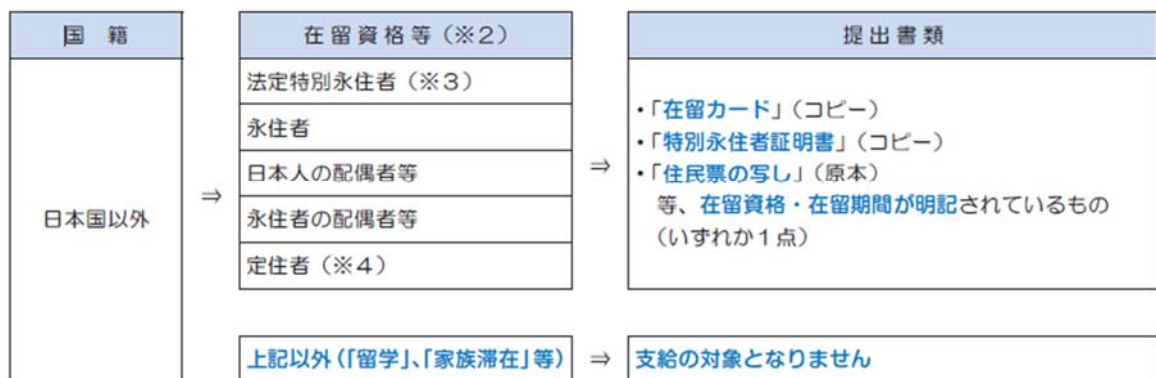
■ 重要 ■

生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。



④ 在留資格について

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります。
 申込みを行う場合は、「在留資格」や「在留期限（在留期間の満了日）」を
 申告し、支給対象となる在留資格であることの証明する書類を提出する
 必要があります（※1）。



（※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4） 「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準ずると当該者の在学校の長が認めた者に限ります。将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の支給を受けることができません。

■ 重要 ■

- ・ 在留資格の記載が上記（※2）の人だけ支給対象となります。
- ・ 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

4 支給金額

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）を申請に基づき支給します。

区 分		給付額（月額）				
		A区分	B区分	C区分	D区分	
大 学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	17,200円	34,300円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	29,700円	59,300円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	22,700円	45,500円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	35,200円	70,500円	70,500円	35,200円
短 期 大 学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	20,600円	41,100円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	33,100円	66,100円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	30,000円	60,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	42,500円	85,000円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	15,200円	30,300円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	27,700円	55,300円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	22,700円	45,500円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	35,200円	70,500円	70,500円	35,200円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立（自宅通学）	12,400円	24,700円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	18,000円	35,900円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	28,400円	56,700円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	33,900円	67,700円	67,700円	33,900円	
専 修 学 校	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	14,400円	28,700円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	26,900円	53,700円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	29,100円	58,300円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	41,600円	83,300円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	12,100円	24,100円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	24,600円	49,100円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	23,600円	47,200円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	36,100円	72,200円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		1,500円	2,900円	2,900円	1,500円	

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき下表の金額を支給します。

なお、入学資金については入学した月から給付を受けている方のみ支給対象となります。

区 分		給付額				
		A 区分	B 区分	C 区分	D 区分	
大 学	学部 (夜間学 部を除 く。)	国立及び公立	94,000 円	188,000 円	188,000 円	94,000 円
		私立	86,600 円	173,300 円	173,300 円	86,600 円
	夜間 学部	国立及び公立	47,000 円	94,000 円	94,000 円	47,000 円
		私立	46,600 円	93,300 円	93,300 円	46,600 円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除 く。)	国立及び公立	56,400 円	112,800 円	112,800 円	56,400 円
		私立	83,300 円	166,600 円	166,600 円	83,300 円
	夜間 学科	国立及び公立	28,200 円	56,400 円	56,400 円	28,200 円
		私立	56,600 円	113,300 円	113,300 円	56,600 円
学 校 高 等 専 門		国立及び公立	28,200 円	56,400 円	56,400 円	28,200 円
		私立	43,300 円	86,600 円	86,600 円	43,300 円
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除 く。)	国立及び公立	23,300 円	46,600 円	46,600 円	23,300 円
		私立	53,300 円	106,600 円	106,600 円	53,300 円
	夜間 学科	国立及び公立	11,600 円	23,300 円	23,300 円	11,600 円
		私立	46,600 円	93,300 円	93,300 円	46,600 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0 円	0 円	0 円	0 円

(注1) 自宅通学とは、申請者本人が生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます(生計維持者の単身赴任等は、一時的に別居している場合も自宅扱いとなります)。

(注2) 自宅外通学とは、申請者本人が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

(注3) 「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であるということの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

5 支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則半年分ずつまとめて振り込みます。奨学金の申込みまでに、利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【奨学金振込時期】

前期分（4月～9月分）	後期分（10月～3月分）
4月下旬～5月中旬	10月下旬～11月中旬

第Ⅱ部 申込手順等

申込みの流れは次のようになります。

(1) 申込関係書類の受取り、「奨学生給付申請書」の作成

申込関係書類を区ホームページからダウンロード、もしくは区役所や各地区総合支所等で受け取り、「奨学生給付申請書」を作成します。「奨学生給付申請書」の記載内容を確認のうえ、あなた及び親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署してください。

(2) 申込書類を提出

定められた期限までに、必要書類を港区へ郵送又は直接持参して提出します。

提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

必要書類	概要
【全員】 奨学生給付申請書	記入例を参考に必要事項を記入してください。
【全員】 奨学生推薦調書	在学期に申請者から依頼し、記載してもらってください。
【全員】 在学を証明する書類	在学する大学等の長が発行する証明書（在学証明書等）を提出してください。
【該当者のみ】 課税証明書、納税通知書、特別徴収税額通知のいずれか	申請する年の1月1日に港区に住所を有していなかった場合のみ提出してください。
【該当者のみ】 国（学生支援機構）の給付型奨学金採用候補決定通知の写し	国（学生支援機構）の給付型奨学金採用候補決定を受けている方のみ提出してください。提出することで、成績等を証明する書類を提出する必要がなくなります。提出するときは、パスワード部分をマスキングしてください。
【該当者のみ】 成績等を証明する書類 またはレポート（※）	国（学生支援機構）の給付型奨学金採用候補決定を受けていない方、又は結果待ちの方のみ提出してください。 ※レポートの内容は、「修学の目的」や「学習継続意志」等について800～1,000字程度で作成してください。なお、様式は問いません。
【該当者のみ】 在留資格及び在留期間が明記されている証明書	本人が外国籍の場合は、受給可能な在留資格であることを証明する書類を提出してください。（11ページ参照） ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー）

	<p>・住民票の写し（原本）</p> <p>など、在留資格・在留期間（※）が明記されているもの（いずれか1点）</p> <p>※ 「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。</p> <p>※ 申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類（コピー）を提出してください。</p>
<p>【該当者のみ】</p> <p>施設等在籍証明書（施設長発行）</p> <p>児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</p> <p>措置解除決定通知書（児童相談所発行）等（コピー可）</p>	<p>18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類を提出してください。</p>
<p>【該当者】（採用後）</p> <p>自宅外通学者であることを示す証明書</p>	<p>生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に係る家賃を支払っていることを証明する書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパートの賃貸借契約書のコピー ・入寮証明書等

第Ⅲ部 採用後の手続き

港区奨学生として採用された場合、以下の流れで手続きをしていただきます。

(1) 「自宅外通学であることの証明書類」の提出【自宅外通学選択者のみ】

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します（詳細は、採用決定時にお知らせします）。

自宅外通学の方の振込みは、「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金を確認できるまで、支給の再開はできません。

(2) 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年7月頃、区に経済状況の報告をしてもらいます。あなたと生計維持者の所得、住民税情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（8～9ページ）による支援区分の見直しを行います。

確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

(3) 適格認定（学業成績等）

奨学金支給期間中、毎年3月頃、区に学業成績等の報告をしてもらいます。次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

- ① 退学・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- ② 次ページ【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

（４）在籍報告

在籍状況や通学形態等について、毎年4月に区に報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。



奨学金

◇港区給付奨学金に関する問合せ先◇

【担当部署】 港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

【電話番号】 03-3578-2111（内線2713）

【相談窓口】 〒108-8511 東京都港区芝公園 1-5-25

（港区役所本庁舎7階 710窓口）

【開庁時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

（土日祝を除く）